

(5) 内野地区

重点整備地区の区域と経路

【特定旅客施設】

内野駅

【重点整備地区の範囲】

この地区では西地区事務所や西地区保健センター、図書館に配慮して設定します。

【経路】

「主な経路」は、内野駅から西地区公民館までをつなぐ一般県道内野停車場線、主要地方道新潟亀田内野線を選定します。

表5.19 主な経路一覧

番号	路線名	管理	地点	延長(km)
1	一般県道内野停車場線	県	内野町	0.1
2	主要道新潟亀田内野線	県	内野町	0.2

内野地区の状況

内野駅

- ・内野駅は、本駅からの通勤・通学者に加え、付近の高等学校や新潟大学への通学者もいることから、本市では3番目に利用者の多い駅となっています。



写真5.37 ホーム

- ・出入口には車いすスロープが、また、多目的トイレが設置されているなど、駅構内のバリアフリー化は図られていますが、ホーム間の移動は階段のみとなっています。



写真5.38 多目的トイレの表示

歩 道

- ・本地区の駅前通などの商店街は歩道整備が実施され、通行しやすい歩道にはなりましたが、勾配や凹凸などの施工面の問題が指摘されました。



写真5.39 側溝蓋のすき間

- ・バス停や商店の看板、自転車などが歩行者の通行の障害となっています。



写真5.40 バス停付近

駅前広場

- ・駅前広場にはタクシー乗り場があり、付近には駐輪場も整備されています。
- ・広場は駅前通から駅に向かって上り勾配になっています。



写真5.41 駅前広場

内野地区の整備方針

ア) 旅客施設等

平面移動、上下移動をやすくします。

- ・平面移動では、凹凸や滑りやすさを解消し、誰もが安全に移動できるようにします。
- ・上下移動では、誰もが自由に移動できるようにします。
- ・また、経路の明るさにも注意し、誰もがより安全に移動できるようにします。

設備は、使いやすくします。

- ・旅客施設内の設備は、誰もが使いやすくなるようにします。

案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくれます。

- ・案内・誘導は、ピクトグラム（絵文字）等を利用しながら、誰もが見やすく、わかりやすくするとともに、周辺施設までの連続性を確保します。

社員による対応の充実を図ります。

- ・施設内の移動や乗り降りに対する支援、施設内案内、緊急時の迅速な対応、降積雪時の乗降場の除雪など、社員による対応をより充実させます。

1) 歩道等、駅前広場

歩道は、通行しやすくします。

- ・歩道は、凹凸や勾配、夜間の明るさ、バス停の構造などに注意し、誰もが安全かつ円滑に移動できるようにします。
- ・歩行者の通行に支障となる看板や商品、駐輪自転車等については、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう沿道などの理解と協力を求めるとともに、市民のバリアフリーに対する意識の向上を図ります。

案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくれます。

- ・案内・誘導は、ピクトグラム（絵文字）等を利用しながら、誰もが見やすく、わかりやすくするとともに、目的施設まで円滑に移動できるよう連続性を確保します。
- ・視覚障害者に対する案内・誘導は、連続的に行われるようにします。

冬期の積雪・凍結に対して取り組みます。

- ・冬期の通行では、各道路管理者の連携と、沿道や市民団体等に除雪の協力を求めながら、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう努めます。また、目的施設までの連続性の確保にも努めます。

信号機は、安全に横断できるものにします。

- ・信号機を必要とする箇所には、誰もが安全かつ安心して横断できる信号機を設置します。

内野地区における主な事業

公共交通特定事業

公共交通事業者が旅客施設を対象に行う「公共交通特定事業」の主な内容は、以下に示すとおりです。

表5.20 内野地区における主な公共交通特定事業

区 分	特定事業の主な内容
内野駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の整備 ・ 路面の整備 ・ 上下移動設備の整備 ・ 照明の整備 ・ 券売機の整備 ・ 案内施設の整備 ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の整備

道路特定事業

県道路管理者がそれぞれの管理する主な経路を構成する道路・歩道を対象に行う「道路特定事業」の主な内容は、以下に示すとおりです。

表5.21 内野地区における主な道路特定事業

区 分	特定事業の主な内容
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道有効幅員の確保 ・ 路面の整備 ・ 勾配の整備 ・ 段差の整備 ・ バス停の整備 ・ 照明の整備 ・ 周辺案内施設の整備 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・ 積雪・凍結対策

交通安全特定事業

(新潟県)公安委員会が行う「交通安全特定事業」の主な内容は、以下に示すとおりです。

表5.22 内野地区における主な交通安全特定事業

区 分	特定事業の主な内容
信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の整備 ・横断時間の配慮

その他の事業

その他、旅客施設と一体となった利用のある施設を対象に行う「その他の事業」の主な内容は、以下に示すとおりです。

表5.23 内野地区におけるその他の事業

区 分	特定事業の主な内容
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・積雪・凍結対策